
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 11 月 28 日

Contents

- I. 【ブラジル】個人所得税等に関する法改正
- II. 【バングラデシュ】バングラデシュの輸入支払方法に関する規制と Letter of Credit の決済遅延問題、並びに IMF 支援融資及び政変を経ての現状と改善
- III. 【フィリピン】通信インフラ事業に対する投資・参入要件の緩和

I. 【ブラジル】個人所得税等に関する法改正

1. はじめに

ブラジルの上院は、2025 年 11 月 5 日、毎月 5000 レアルまでの所得についての免税と、高所得者に対する課税を定めた、2025 年法律第 1087 号(以下「本法」という。)を可決した。本稿執筆時点(2025 年 11 月 12 日時点)においては、本法はブラジルの大統領による認可を待っているところであり、近々認可されることが期待されている。認可されれば、本法は 2026 年 1 月 1 日から施行される。

本法が個人所得税や配当に対する課税等に与える影響は、非常に大きいと思われる。そこで、本稿においては、本法のポイントについて簡潔にご紹介する。

2. 個人所得税の減税

本法により、2026 年 1 月以降、毎月 5000 レアルまでの個人の所得については、個人所得税(IRPF)が完全に免除される。また、毎月 5000 レアル～7350 レアルの個人の所得については、段階的な減税が認められる。

3. 配当に関する源泉税

2026 年 1 月から、同一のエンティティから同一のブラジル居住者(個人)に対して支払われる、5 万レアルを超える利益や配当については、その全額について 10%の源泉所得税(IRF)が課される。

なお、2025 年度までに確定した業績に関する利益や配当であって、2025 年 12 月 31 日までに分配が承認されたものについては、引き続き IRF は免除される。但し、IRF が免除されるためには、利益や配当の支払いが 2028 年までに行われなければならない、かつ、2025 年 12 月 31 日までに行われた承認の条件を厳格に遵守しなければならない。

4. 高所得者に対する課税

2026 年から、年間所得が 60 万リアルを超える個人については、最低個人所得税(IRPFM)が課されることとなった。この年間所得には、原則として当該年に受領するあらゆる所得が含まれるが、以下の所得等、一定の所得については控除される。

- ① キャピタルゲイン(ブラジルにおいて純利益に対して課税される、証券取引所等における取引から生じるものは除く。)
- ② 相続税の前払いに関する金額
- ③ 貯蓄口座から生じる利子や所得
- ④ 労災又は精神的・財産的損害(身体の障害を含む。)に対する補償。但し、逸失利益は除く。

なお、IRPFM の税率は、年間の総所得によって異なる。すなわち、120 万リアル以上の年間所得については、IRPFM の税率は 10%である。他方、年間所得が 60 万～120 万リアルの場合、年間所得の増加に応じて IRPFM の税率は 0%から 10%まで直線的に増加する。

5. ブラジルの居住者に支払われる配当に関する減税

法人税の実効税率と個人の受益者に対して適用される IRPFM の実効税率の合計が、法人税の表面税率を超える場合、行政機関は、支払われる利益や配当に課される IRPFM を減額する。減額される金額は、個人に支払われる利益や配当の総額に、以下の①と②の差額を乗じて計算される。

- ① エンティティの利益に対する実効税率と個人の受益者に適用される IRPFM の実効税率の合計
- ② 法人税率(原則として 34%、中央銀行の監督下にある会社については 40%、銀行等の金融機関については 45%)

6. 非居住者に対して支払われる配当に関する課税

本法に基づく法改正により、ブラジルの非居住者に支払われる利益や配当については、10%の源泉所得税(IRF)が課されることとなった。但し、2025 年までに確定した業績に関する配当であって、2025 年 12 月 31 日までに分配が承認されたもの等、一定の配当に関しては、非居住者に対する配当の支払いであっても IRF は課されない。

また、納税者の法人税の実効税率と IRF の税率(10%)の合計が当該会社に適用される表面税率を超える場合、行政機関は、税額控除を認めることができる。この税額控除は、10%の IRF が実際に課される利益や配当の金額に適用される。ブラジルの非居住者は、事業年度の終了後 360 日以内に、当該税額控除を請求することができる。

(注)本稿の作成にあたっては、ブラジルの法律事務所である Pinheiro Neto Advogados より情報提供を受けている。

【ブラジル】 弁護士 <u>角田 太郎</u> 弁護士 <u>石井 淳</u>

II. 【バングラデシュ】バングラデシュの輸入支払方法に関する規制と Letter of Credit の決済遅延問題、並びに IMF 支援融資及び政変を経ての現状と改善

バングラデシュでは、外貨の流出を管理し、外貨準備高を維持するため、輸入代金の支払方法を、事実上、信用状(Letter of Credit)(以下「L/C」という。)による決済に限定している。しかしながら、従来から、L/C が開設されたバングラデシュ国内の銀行による L/C の決済が遅延しがちであるという問題があり、これがバングラデシュに輸出を行う日本企業を含む外国企業にとって大きな足枷となってきた。

ところで、バングラデシュは、近年、経常収支の悪化と外貨準備高の急速な減少に伴う 2023 年 1 月の International Monetary Fund(国際通貨基金)(以下「IMF」という。)による支援融資、また 2024 年 8 月の政変と、経済的、政治的に不安定な状態が続いている。

本稿では、バングラデシュの輸入支払方法に関する規制と L/C の決済遅延問題、並びに IMF 支援融資及び政変を経ての現状について解説する。

1. バングラデシュの輸入支払規制

日本企業を含む外国企業がバングラデシュでビジネスを展開する場合、バングラデシュにおいて設立した子会社や合併会社等において、日本その他の国から完成品や部品を輸入することが少なくない。

上述の通り、バングラデシュでは、外貨の流出を管理し、外貨準備高を維持するため、輸入代金の支払方法を、事実上、L/C による決済に限定している。法令上は、電信送金(銀行送金)による決済も認められているように見えるが、輸入許可や通関に際して L/C の提示が必要となるなど、輸入制度全体が L/C による決済を前提として制度設計されており、L/C 以外での輸入代金の支払決済は事実上採用が困難となっている。そのため、実務上は、ほとんど全てのケースにおいて L/C 決済が採用されている。

なお、バングラデシュにおいて、L/C を用いて輸入代金決済を行う場合、信用状認可書(Letter of Credit Authorization)を、バングラデシュ国内の取引銀行(AD-Bank と呼ばれる外為取扱銀行である必要がある)から入手する必要がある。Letter of Credit Authorization は、1 年間有効であり、1 年経過後は更新する必要がある。

L/C に基づく輸入代金の支払いは、原則として一覧払い(猶予なしの一括払い)であるが、品目によっては、一定の支払猶予期間(ユーザンス)を設定することもできる。

2. L/C の決済遅延問題

上述の通り、バングラデシュでは、輸入代金の支払方法を、事実上、L/C による決済に限定しているが、一方で、従来から、L/C が開設されたバングラデシュ国内の銀行による L/C の決済が遅延しがちであるという問題があった。

L/C の決済には外貨(特に基軸通貨である米ドル)が必要であるが、バングラデシュ全体の外貨不足や銀行の外貨調達能力の不足、及び銀行の事務処理の遅延等により、従来から、バングラデシュの L/C 開設銀行による L/C の決済遅延が頻発している。L/C の決済が遅延した場合、輸出者側での代金受領が遅れ、また銀行から輸入者への船荷証券(Bill of Lading (B/L))の交付が遅れるため、通関が遅延するという問題も生じる。

この L/C の決済の遅延、並びにそれによる通関の遅延(及びそれに伴う滞船料、保管料等の追加コスト、貨物劣化リスク等)は、バングラデシュに輸出を行う外国企業にとって、きわめて深刻なリスクとなっており、日本企業にとっても、バングラデシュにおける重大なビジネスリスクの1つとなっていた。

この L/C の決済遅延問題は、コロナ禍の後バングラデシュの経常収支が大きく悪化して以降、さらにエスカレートしており、L/C 開設銀行にもよるが、所定の支払期日から数か月単位で決済が遅れることも珍しくなかった。

3. 2023 年 1 月以降の IMF 支援融資と 2024 年 8 月の政変

(1) 2023 年 1 月以降の IMF 支援融資

バングラデシュは、コロナ禍で国内経済が停滞する中、ロシアのウクライナ進行に伴う資源高とそれに伴う輸入額の急速な増加に伴い、経常収支が大きく悪化し、また外貨準備高も大きく減少した。このような状況の中、2022 年 7 月に、バングラデシュは IMF に金融支援を要請した。なお、2022 年には、バングラデシュの同じ南アジア地域のスリランカとパキスタンも同様の理由により、IMF に支援を要請しており、バングラデシュは南アジア地域での 3 番目の支援要請国となっている。

IMF 理事会は 2023 年 1 月 30 日、バングラデシュ政府に対する 42 か月の期間での総額 47 億米ドルの融資を承認し、うち 4 億 7,600 万米ドルについては即時に払い込みが行われることとなった。以降、2025 年 6 月までに、5 回に分けて融資が実行され、また同月には期間が 6 か月延長されるとともに 8 億米ドルの追加融資が併せて実行された。これにより、バングラデシュが IMF から受けた融資の総額は 36 億米ドルとなり、IMF による融資総額は 55 億ドルとなった。

この IMF による支援融資は、経常収支の悪化と外貨準備高の急速な減少により、通貨危機の発生も危惧されるようになったバングラデシュについて、予め IMF から支援融資を行うことで、そのような事態の発生を予防するための措置であると見られている。

(2) 2024 年 8 月の政変

バングラデシュの当時の首相であったシェイク・ハシナ元首相は、2024 年 7 月の時点で約 15 年にわたって政権を率いていたが、その統治方法は野党を弾圧するなど強権的なものであり、いわゆる開発独裁的な色彩を帯びていた。既得権益の保護や汚職の横行にバングラデシュ国民は多くの不満を抱いていたが、1971 年の独立戦争を戦った兵士の子孫に対する公務員優先採用枠に、学生らが強く反対したことをきっかけとして、学生によるデモが多発するようになり、やがてデモは一般市民に広がっていった。

デモ隊に対して警察・治安部隊が発砲するなどし、1000 人以上の死者が出たが、これにより政権への民心離反が起き、首相官邸がデモ隊に包囲されるに至って、最終的にバングラデシュ国軍の勧告により、ハシナ元首相は退陣し、空軍機によってインドに亡命することとなった。また、多くの閣僚や国会議員も家族及び資産とともに国外に逃亡し、大統領と空軍、陸軍及び海軍の長のみが政府に留まることとなった。

軍は軍政を避け、2006 年にノーベル平和賞を受賞したモハメド・ユヌス氏をフランスから招請し、2024 年 8 月 8 日に同氏を首相に相当する首席顧問とする暫定政権が立ち上がることとなった。

もっとも、その後、バングラデシュでは、学生らによる前与党であるアワミ連盟(AL)の関係者や警察・治安部隊に対する報復や、暴動等の暴力事件が多発し、治安の混乱は続いた。特に 2025 年 2 月には、前与党であるアワミ連盟の活動再開に伴い、学生側の報復活動がエスカレートし、ハシナ前首相の父親であり、バングラデシュ建国の父であるムジル・ラフマンの生家(当時は博物館となっていた)が破壊され、また同年 5 月には、ユヌス元首席顧問に対して軍が総選挙を 2025 年の年内に実施するように迫るなど、政権内でも意見の対立が生じるなど、暫定政権の政権基盤は不安定な状況が継続している。

ユヌス元首席顧問は、2025 年 8 月 5 日、国民に向けてテレビ演説を行い、2026 年 2 月に始まるイスラム教徒の断食月(ラマダン)前に総選挙を実施すると発表した。ラマダンの開始日は 2 月 17 日頃とみられており、したがって暫定政権から通常政権に移行するためのバングラデシュの総選挙は、2026 年 2 月上旬に実施される可能性が高い。

4. 現状と改善

上述の通り、L/C の決済遅延問題は、コロナ禍の後バングラデシュの経常収支が大きく悪化して以降、さらにエスカレートしていたが、2023 年 1 月以降の IMF 支援融資を経て、特に 2024 年 8 月の政変後、この問題は大きく改善されている。

バングラデシュの中央銀行である、Bank of Bangladesh は、L/C の決済遅延がバングラデシュの銀行の信用力に悪影響を与え、ひいては中央銀行である Bank of Bangladesh の信用力にも悪影響を与えていることを認識の上、このような状況を改善すべく、全ての国際貿易に対する支払いを 1 か月以内に決済することを目標に掲げ、2024 年 11 月に、バングラデシュ国内の全ての AD Bank(外為取扱銀行)に対して、「輸入支払いの遅延を許容しない」旨の通達を発行した。L/C の決済を遅延する AD Bank に対しては、外為取扱銀行のライセンス停止や役員の個人責任を問う可能性も示唆しており、L/C の決済遅延問題に対して強い危機感を持って臨んでいる姿勢が伺える。

このような Bank of Bangladesh の姿勢及び努力により、2024 年 1 月時点で約 4 億 4500 万米ドルあった、決済が遅延している L/C の総額は、2025 年 1 月時点で約 2 億 4200 万米ドルに減少しており、半分近く減少している。

また、本ニュースレターの日付現在も、Bank of Bangladesh は、L/C の決済遅延問題に対して極めて厳しい態度をとっており、「L/C を含む全ての国際貿易の支払いは、1 か月以内に決済する」ことを AD Bank に強く要請している。

これらの Bank of Bangladesh の施策により、L/C の決済遅延問題は大きく改善されたものの、これまでの L/C の決済遅延問題により、バングラデシュの銀行の国際的な信用力は毀損しており、バングラデシュの銀行が国外銀行から与信を受けるに際しての手数料の増額等により、バングラデシュ国内で L/C を開設するためのコストも、従来の 2.5～3%程度から 4%程度に上昇している。これは、バングラデシュの輸入業者側の負担増を招くものであり、バングラデシュの国全体で見ても輸入コストの増加につながるものであるが、長期間にわたって L/C の決済遅延問題を放置し続けたことの、いわば「後遺症」とも言うべき問題であろうと思われる。

【バングラデシュ】
弁護士 琴浦 諒
弁護士 大河内 亮

III. 【フィリピン】通信インフラ事業に対する投資・参入要件の緩和

1. はじめに

2025年8月24日、Konektadong Pinoy 法(共和国法第 12234 号)(Konektadong Pinoy Act (Republic Act No. 12234))(以下「本法」)が正式に制定され、フィリピンの電気通信セクターにおいて数十年ぶりとなる大規模な自由化が実現した。本法は「データ伝送産業(data transmission industry)」に関する包括的な枠組みを定めており、大規模投資や競争、さらなるインフラ展開の促進を目的としている。

本法は、最近改正された公共サービス法(共和国法第 11659 号)(Public Service Act (Republic Act No. 11659))(以下「公共サービス法」)とあわせて、フィリピンのコネクティビティ市場における日本企業などの海外投資家に対する重要な投資機会の基盤を整えるものである。

2. 主要政策の目的と要点

本法は、信頼性が高く、手頃な価格で高品質なデータ伝送サービスの提供を促進し、デジタル格差の縮小に取り組むというフィリピンの国としての姿勢を明確にしている。

主要な政策目標は、以下のとおりである。

- データ伝送セクターへの新規参入手続きを簡素化することで、参入障壁を取り除くこと。
- パッシブ・アクティブネットワーク構成要素のインフラ共有及びコロケーションを促進すること。
- 透明性が高く、競争的な周波数管理を行い、公正なアクセスを確保すること。
- サービス未提供・サービス不足地域(GIDAs: Geographically Isolated and Disadvantaged Areas (地理的に孤立した不利な地域))にサービスを拡大し、電子政府、保健、教育などの国家的優先課題を支援すること。

3. 対象範囲及び規制状況

本法は、データ伝送業界参加者(Data Transmission Industry Participants)(以下「DTIP」)として定義される事業体に適用され、国際ゲートウェイ施設、コア又はバックボーンネットワーク、ミドルマイルネットワーク、ラストマイルネットワーク及び関係当局が定めるその他の分野を含む、データ伝送サービスに従事するすべてのプロバイダーを対象範囲とする。

本法の実施は、以下の政府機関が担当する。

- 情報通信技術省(The Department of Information and Communications Technology)(以下「DICT」)は、主としてデータ伝送に関する政策立案及び長期的な計画策定を担当する。
- 電気通信委員会(The National Telecommunications Commission)(以下「NTC」)は、主たる規制機関かつ裁定機関として、登録、監督、執行、実行の監視を行う。

- フィリピン競争委員会(The Philippine Competition Commission)(以下「PCC」)は、本分野における競争政策及び独占禁止に関する調整を担当する。

4. 日本企業向けの主な投資ポイント

本法は、以下により市場参入を容易にし、事業運営の柔軟性を高める。

- 立法によるフランチャイズ要件の撤廃
本法により、データ伝送サービスを提供する事業体に対する、長期かつ複雑な立法によるフランチャイズ要件が撤廃される。代わりに、事業体は NTC への簡易的な登録手続きのみ行えば足り、市場参入が迅速かつ負担の少ないものになる。
- オープンアクセス及びインフラ共有
パッシブ・アクティブデジタルインフラのプロバイダーは、公平かつ無差別なアクセス、コロケーション等を認める義務があり、これにより、新規参入者の展開を速め、コストを削減することができる。
- 技術及び周波数の柔軟性
本法は、技術的に中立の立場をとっており、DTIP は、利用可能かつ関連する技術を採用することができるため、ネットワーク設計の自由度が高まる。
- 周波数管理方針枠組(Spectrum Management Policy Framework)
公平なアクセスの促進、効率的な周波数利用の推奨及び新規参入者にとってより透明度の高い環境を整備するため、NTC が DICT 及び PCC と連携して周波数の評価、割当て、共有及び撤回を定める「周波数管理方針枠組」を策定することが求められる。
- サービス不足地域への注力
サービス未提供／不足地域への展開を優先しており、地域ネットワークの展開、ローカライズされたクラウドサービス及び大都市圏外の企業向け接続ソリューションを提供する投資家にとって魅力的な機会を創出する。
- Dig Once 方針
「Dig Once」アプローチをサポートし、政府機関やプロバイダーに対し、公共工事や修繕時にファイバー等を敷設するよう推奨する。これにより、企業にとって迅速かつ費用効率の高い方法で設備設置ができるようになる。

5. 法令遵守及び登録要件

DTIP は NTC への登録が必須となっており、DICT が定める適格要件を満たすこと、義務付けられたサイバーセキュリティ認証やデータ保護基準を遵守すること、サービス品質に関する運用基準に従う必要がある。

外国資本の上限には、引き続き外国投資法(Foreign Investments Act)の規定が適用されるが、最近の公共サービス法改正によりデータ伝送分野は大幅に自由化された。補完法により、データ伝送事業への外資 100%出資が可能になった。

また DTIP 向けの詳細なガイドラインを定める最終施行規則(Implementing Rules and Regulations) (以下「IRR」)は、2025 年 11 月に署名されている。

6. 日本企業にとっての機会創出

本法は、ネットワーク、クラウド、データセンター、企業向けコネクティビティ及びファイバーインフラにかかわる日本企業にとって大きな機会を創出するものである。

- インフラ構築事業者は、オープンアクセス規定により、鉄塔、ファイバー及びデータセンター施設への投資がしやすくなる。
- サービス提供事業者は、参入手続きの簡素化により、衛星、5G、ファイバー等の先端技術をより早く展開しやすくなったが、サービス品質要件の遵守が求められる点に注意が必要である。
- 技術・クラウド系企業もローカライズされたサービス、エッジコンピューティング及び企業向けソリューションの需要増加を期待できるが、サイバーセキュリティの遵守に注意を払う必要がある。
- 公共サービス法の改正により補完されたとおり、外国投資家がファイバーネットワーク、データセンター、クラウドインフラ及び衛星サービスにおいて完全に所有・運用することが可能になった。

7. 今後に向けて

フィリピンのデータ伝送及びコネクティビティ市場への参入を検討している日本企業には、まず Konektadong Pinoy 法及び IRR に基づく規制要件をしっかりと検討することを推奨する。実施可能性のある投資スキームの評価、適切な現地パートナー(ファイバーネットワーク事業者又はデータセンターデベロッパー)の選定及びインフラ共有又はコロケーションの協業機会の模索も役に立つはずである。最後に、DICT 及び NTC が発表する指針が今後の法令運用を左右するため、その状況についても注視する必要がある。

【フィリピン】

弁護士 長田 真理子

弁護士 鈴木 洋介

弁護士 アガサ クリスティー ラモス

【論文】

- ・ 高橋玄弁護士及び鈴木洋介弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「GLOBAL LAW UPDATE シンガポールの最新法制度動向－シンガポール重要投資審査法
(Significant Investments Review Act)の概要と実施状況」
掲載誌・刊号： BUSINESS LAWYERS LIBRARY(弁護士ドットコム株式会社)

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。